

## 部会第2回、第3回の主な意見要旨

## －論点1「送還を促進するための措置の在り方」関係－

- 1 退去強制令書の発付を受けた者に対する自発的な出国を促すために考えられる運用上又は法整備上の措置
  - 退去強制令書の執行に当たり、再度、「送還することができないとき」（入管法53条2項）に関する評価を行う手続をとり、被送還者が保護の対象とすべき者か否かを明確にするべき。
  - 早期に出国した場合、一定期間経過後に本邦への入国を認めるとすることにより、早期の自発的な出国を促すべき。
- 2 退去強制令書が発付されたものの本邦から退去しない行為に対する罰則の創設
  - 退去しない理由が相当か否かを判断することは困難である上、被送還者が飛行機等の中で護送を妨害する行為に対しては公務執行妨害罪等による対応も可能であるので、罰則を創設する必要はない。  
命令制度については、命令を発するか否かの判断が困難であることから、少なくともその判断に裁判所を関与させるべき。
  - 外国人が本邦から退去しない理由は様々であり、一律に罰則を設けることは適当ではないが、退去しない理由を考慮の上、退去を命じることができるという制度を設け、併せて、命令に従わない行為に対する罰則を設けるべき。既存の刑罰（公務執行妨害罪、業務妨害罪等）での対応は困難な場合がある。
- 3 庇護を要する者を適切に保護しつつ、送還の回避を目的とする濫用・誤用的な難民認定申請に対処するための運用上又は法整備上の措置
  - 送還回避を目的とする難民認定申請の問題等について、難民認定の複数回申請が少なからず行われているという現状をどのように入管法61条の2の6の解釈・運用に反映していくべきかを検討等するべき。
  - 難民認定申請の多くは要保護性のない者によるものという実態がある。
  - 真の難民が迅速に救済されるようにするべき。
  - 難民の認定や在留特別許可等の判断要素（難民不認定処分の理由を含む。）を明確化するとともに、難民の審査の迅速処理をするべき。
  - 難民認定の申請をする者及び難民認定の審査をする者がより多くの情報にアクセスできるようにするべき。難民認定の申請に当たっては、専門家による援助が受けられるようにするべき。
- 4 その他送還を促進し、又は送還が困難な者に適切に対処するための措置
  - 退去強制令書の執行力（人・機材等）の強化、執行のノウハウの蓄積等、退去強制の実効性を高めるための方策を検討するべき。
  - 諸外国のIOM（国際移住機関）送還プログラムの実施状況は参考とするべき。

以上